



第4号 令和8年9月1日発行

編集 / 農業委員会広報委員会

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8574

FAX 0834-22-8575

メール nogyo@city.shunan.lg.jp

農地のお困りごとは、農業委員会へご相談を



タブレット端末を使った農地パトロールの様子。4ページで紹介しています。

会長
あいさつ

周南市農業委員会
会長 山下 敏彦

7月24日開催の任命後最初の総会において、農業委員の互選により、引き続き会長の重責を担うことになりました。身に余る光栄であるとともに、改めて責任の重大さを認識し、日々精進して与えられた職責を全うしたいと存じます。

公平・公正・透明性に基づき、明るく開かれた信頼される農業委員会の運営に努め、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に、「チーム農業委員会」として、本市の農業・農村の発展に全力を尽くしてまいりますので、皆さま方のより一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選

任期満了に伴う改選により、令和8年7月24日に、市長から任命された農業委員会の委員（「農業委員」といいます。）19名と農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員（「推進委員」といいます。）32名が誕生しました。任期は、共に令和11年7月23日までの3年間です。

平成28年4月施行の改正農業委員会等に関する法律により、「農地等の利用の最適化」の推進が最重要の必須事務に加わり、農業委員と推進委員の体制になって、4期目となります。

改選後の役員体制

会長 …… 山下 敏彦 会長職務代理者 …… 佐伯 信治



農業委員(19名)の紹介



推進委員の掲載順と同様



兼重 智



瀧山 美智子



山下 敏彦



新 六郎万 直美



秋貞 啓子



新 廣林 政憲



須々万



中須



須金



富田・福川



和田



八代



高水



勝間・大河内



三丘



新 河口 清臣



新 林 正彦



歳光 時正



鹿野北部・鹿野西部

林 俊一



鹿野東部

野村 邦幸



鹿野南部

市川 進



(中立委員)

藤原 典子



農業委員

市の全区域の農地利用の最適化に努め、農業委員会の総会に出席し、農地の権利移動の許可や転用許可などを審議して、最終的に合議体として決定します。

総会での審議に先立ち許可案件の現地調査や推進委員と連携して地域活動を行うため、市全域を地区割し、各農業委員の担当地区を定めています。

推進委員

担当区域において、「農地等の利用の最適化」のために、利用状況調査、利用意向調査、日常的な農地パトロールなどの実践的な現場活動を行います。

農業委員と推進委員の連携

農業委員と推進委員が地域活動の課題等について協議し、認識の共有化を図るとともに、連携して地域に密着した地域利用の最適化を進め、農業の持続的発展に寄与するために、市内を5地区に分け（南部、西部、徳山北部、熊毛、鹿野）各地区に協議会を設置しています。

「農地等の利用の最適化」の推進

①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入などによる、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。



農地利用最適化推進委員(32名)の紹介



担当区域番号順



第1区
徳山・大津島

福原 慎治



第2区
久米

本居 忠志



第3区
柳浜・鼓南

新 兼重 徳秋



第4区
夜市

山縣 一登



第5区
戸田

土井 威



第6区
湯野

大田 恵子



第7区
四熊1(東部)

井上 秀男



第8区
四熊2(西部)

峯重 啓一



第9区
下上・小畑

吉光 真正



第10区
上村・川曲・中野

山本 正則



第11区
大向

仲子 辰司



第12区
大道理

福原 靖史



第13区
長穂

西林 幸雄



第14区
須々万1(北部)

河野 壽夫



第15区
須々万2(南部)

有馬 善己



第16区
中須1(中須南)

形岡 瑛



第17区
中須2(中須北)

佐伯 貴生



第18区
須金

須田 加弥子



第19区
富田・福川

田中 英二



第20区
和田1(北部)

新 有吉 富男



第21区
和田2(南部)

新 藤井 昭



第22区
八代

河村 清



第23区
高水

山縣 公明



第24区
呼坂

新 原田 基也



第25区
大河内

新 石山 祥夫



第26区
安田

松谷 昭友



第27区
小松原

新 小橋 健



第28区
鹿野1(北部)

潮田 秀彦



第29区
鹿野2(東部)

植田 収



第30区
鹿野3(中心部)

山本 茂



第31区
鹿野4(南東部)

村木 実



第32区
鹿野5(南西部)

貞弘 勝

任期満了により退任された方々

お世話になりました。(五十音順)

前
農
業
委
員

- 笠井 保雄 さん
- 河内 邦雄 さん
- 重永 正人 さん
- 白石 純治 さん
- 田中 榮作 さん

前
推
進
委
員

- 友田 光 さん
- 藤井 重男 さん
- 藤吉 幾雄 さん
- 村田 菜々子 さん
- 渡邊 久夫 さん

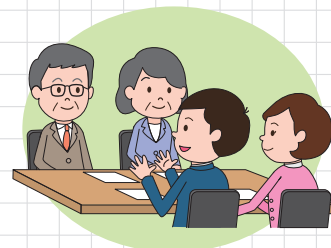


こんなとき 農業委員会で手続きが必要です

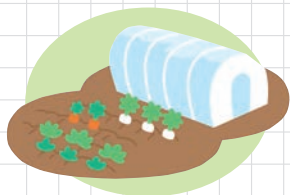
1 農地を誰かに譲るときの手続き

農地を売買したり贈与したりするときには、買い手（受け手）の要件があり、原則として農業委員会の許可が必要です。

必要な許可を受けないで行った売買等は、効力を生じないので、必ず手続きをしてください。



2 農地を農地以外の用途で使用する時の手続き



農地を農地以外（建物を建てる、駐車場にするなど）の用途で使用する時には、農業委員会へ手続きが必要です。

手続きをしないで、農地以外の用途で使用したときには、原状回復等の措置、また、罰則が適用される場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

3 農地を相続した時の手続き

農地を相続した場合、法務局での相続登記とは別に、10か月以内に農業委員会への届出が必要です。

農業委員会にご相談を……☎0834-22-8574（農業委員会事務局）

農業委員会は農地パトロールを行っています

農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見の3点を重点として、農地パトロールを行っています。

なお、毎年8月・9月は、農地法に定める遊休農地に関する措置としての利用状況調査に位置付けて実施します。

農業委員、農地利用最適化推進委員が皆さまの農地を調査しますが立ち合いは不要です。ご理解とご協力をお願いいたします。



お知らせ

●農業者年金制度をご存知ですか？

農業者年金は、農業に従事する方が加入できる公的年金制度です。節税効果もあり、将来への備えとして多くの方が利用しています。詳しくは農業委員会またはJAまでお問い合わせください。



編集
後記

このたびの改選により、広報委員会も新体制となりました。
地域目線での紙面づくりに努めてまいりますので、今回の感想・今後の要望
などをお寄せください

広報委員会